

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、平成31年2月1日以降に出産をされた方で国民年金1号被保険者(自営業・学生・無職の方など)が届出をすると産前産後の国民年金保険料(以下「保険料」)が一定期間免除される制度です。この制度は「保険料が免除された期間」も保険料を納付したもとして、将来受け取る老齢基礎年金の受給額に反映されます。

### ■免除期間

- ・ 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
- ・ 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

### ■届出方法

役場住民課または岐阜南年金事務所に持参または郵送

### ■届出に必要なもの

母子健康手帳、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)

### ■注意事項

- ・ 出産予定日の6か月前から届出できます。
- ・ 届出用紙は住民課窓口で配布のほか、日本年金機構のホームページよりダウンロードできます。
- ・ 産前産後期間の保険料を前納している場合は全額還付されます。
- ・ 任意加入されている方は対象になりません。
- ・ 産前産後期間も付加保険料は納付ができます。

〒住民課 ☎388-1115 / 岐阜南年金事務所 〒500-8381 岐阜市市橋2-1-15 ☎273-6161

## 教育委員会だより 羽島郡「キッズウィーク」と社会教育

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

今年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、各町内の行事はもとより校区の行事も中止となり、子どもたちが地域と触れ合う機会が少なくなりました。そうした状況の中、羽島郡二町教育委員会では、密を避けながら地域に元気を届ける術を模索し、いくつかの事業に取り組んでいます。

羽島郡では、小中学生が地域や家庭において豊かな時間を過ごせることを願って、秋季休業日「キッズウィーク」を設けています。キッズウィーク期間中には、笠松町・岐南町の両町において、様々な子ども向けの公民館講座を行いました。笠松町では「福祉体験教室」「笠松町の文化財巡り」など、岐南町では「ハロウィンマグカップ作り」「きり絵でランプ」など、両町合わせて15の講座を開催しました。

参加者にはリピーターの方も多く「子どもと一緒に触れ合う時間を楽しみたいから」という動機で参加されている方もいらっしゃいました。また、裁縫の講座の参加者から「低学年のうちから、自宅で針を持たせるなんて考えられないと思いましたが、この講座を受けて、低学年でもできるのだと発見しました」との感想が寄

せられました。親子で共に学ぶ機会を大切にしてお過ごし、いらっしゃることが伝わってきます。

今回の講師の先生は20代から60代以上と様々な世代の方たちです。担当者が60代の講師の方にお礼を申し上げると「子どもたちと接することで私たちも元気になるわ。私たちが楽しんでいるの」と返ってきました。子どもからご年配の方まで、住民の皆さんが様々ななかわりの中で学び、夢や希望に挑戦し、社会の一員として貢献できる地域社会を目指していきたいと思えます。

社会教育は「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」という個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割があります。教育委員会も皆さんが生涯学び続け、学びを生かし活躍できるように、スポーツ・文化などの環境を整えるよう心がけていきます。

